

知多市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 2 4 号

知多市水道事業給水条例の一部を改正する条例

知多市水道事業給水条例（平成 1 0 年知多市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 5 条の規定は、令和 8 年 6 月分に係る料金から適用し、同年 5 月分までに係る料金については、なお従前の例による。